

令和3年4月1日

教職員 各位

学 長

コロナ禍における教職員の海外出張・派遣等について

教職員の海外出張・派遣等については、学長メッセージ（最新のものは令和3年3月22日発出）に記載されているところであるが、昨今の新型コロナウイルスの感染状況やそれに伴う国内外の渡航制限などを踏まえ、当面の間、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 海外出張・派遣等

海外の大学、研究機関等への出張・派遣等は、オンラインで当該業務を代替できるものについては、可能な限りオンラインを活用すること。

海外出張・派遣等に当たっては、外務省が発出する「海外安全情報」及び外務省が定める「感染症危険情報」を踏まえ、以下のとおり定める。

○渡航禁止

「海外安全情報」がレベル3、「感染症危険情報」がレベル3

「海外安全情報」がレベル3、「感染症危険情報」がレベル2

「海外安全情報」がレベル2、「感染症危険情報」がレベル3

○不要不急の渡航は行わないこと。

「海外安全情報」がレベル2、「感染症危険情報」がレベル2

「海外安全情報」がレベル2、「感染症危険情報」がレベル1

「海外安全情報」がレベル1、「感染症危険情報」がレベル2

○十分注意の上、渡航すること。

「海外安全情報」がレベル1、「感染症危険情報」がレベル1

ただし、上記のうち「不要不急の渡航は行わないこと」とされている事例であっても、研究遂行等のため、特段の理由がある場合はこの限りでないものとし、渡航を希望する際は、所属系の長及び担当理事に説明の上、渡航する以前に承認を得るものとする。

加えて、以下の条件を全て満たすことを必須とする。

- ・出張・派遣先の機関等が受入れを認めること。

- ・基準日（派遣開始日の90日前。ただし、土日・祝日等の場合は直前の平日とする。）における出張・派遣先（国・地域）の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル2以下であること。
- ・派遣先（国・地域）が日本からの渡航を制限していないこと。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。
なお、渡航した際には、現地政府・自治体の指示を遵守すること。また、感染防止のための対策（人混みを避ける、マスクを着用する、石けんを使用した手洗い等）を取るとともに、家族や危機管理担当（kikikanri@ml.jaist.ac.jp）と速やかに連絡が取れるようにしておくこと。

2. 私事渡航等

私事渡航等についても、原則、上記1と同様とするが、家族等の事情のためなどの特段の理由がある場合はこの限りでないものとし、渡航を希望する際は、所属系の長及び学長に説明の上、渡航する以前に承認を得るものとする。

また、渡航した際の対応についても上記1と同様とする。

【注意事項】

- ・基準日以降に海外安全情報危険レベル及び感染症危険レベルがともに2以下に下がった場合は、新たに基準日を設置し、再度、協議を行うこと。
- ・基準日以降に派遣先（国・地域）の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルのいずれかがレベル3以上になった場合は、現地渡航を中止することとし、すでに渡航していた場合は帰国すること。その場合に係る費用は大学が負担することとするが、自費での渡航の場合は自己負担とする。
- ・現地渡航中に日本国内での感染状況が悪化し、日本に入国できなくなった場合、現地での滞在の延長に係る費用は自己負担とする。
- ・渡航前に、新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種することを強く推奨する。